

平成23年6月定例会 原案可決・全会一致

議会案第1号

子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成23年6月20日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長

坂 本

弘

## 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの人々が避難を強いられている中で、拡散した放射性物質は今もなお地上に堆積し放射線を出し続けている。平常値を大きく超える放射線量の中で生活している子どもたちが多数おり、放射線による健康への影響は子どもたちにとって深刻な問題である。

子どもたちを放射線から守るため、校庭の表土を削ったり、屋外での活動を制限したり様々な努力が行われている。しかし、放射性物質を完全に除去することはできず、子どもたちは常に低線量であっても放射線を受け続けている。さらに、飛散している放射性物質を吸い込んだり、飲料水や食べ物からも微量であっても体内に入ること避けられず、たとえ低線量であっても、このような状況が続くことで、子どもたちの放射線による健康被害が全くないとは言えない状態にある。

東京電力福島第一原子力発電事故による放射線の影響を受けた県民、とりわけ子どもたちについては、スクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断は必要不可欠であり、実施に当たっては、各市町村教育委員会及び関係機関との連携により、中学校卒業時まで対象者全員に対し実施することが必要である。さらに、卒業後も住民健診等により継続して実施できる体制の確立と、放射線障害に関する健診については無償で受けられる体制の構築が急務である。

また、健康モニタリングと定期的な健康診断の実施については、地域の医療機関に必要な施設設備を設置し、専門医との連携による検査結果の分析とデータの管理体制を整える必要があることから、国の医療管理計画を策定し、全ての費用は国及び東京電力の負担とすべきである。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

子どもたちに対するスクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断を国及び東京電力の責任において無償で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日